

写真

履 歴 書

現住所	〒564-0027 大阪府吹田市朝日町3番415号		氏名 (本名)	ふりがな	すいた はなこ	男 <input type="radio"/> 女 <input checked="" type="radio"/>
				吹田 華子		
電話	自宅 06-6155-8687 携帯 090-XXXX-YYYY		改氏名 (旧姓名・ 前氏名)	昭和 64 年 1 月 1 日 生 (33歳)		
				大阪 華子		
学歴 (中学校卒業後より記入)	期 間	入・卒 修・退	実在学 年 数	学校名(学部、課程・学科名も記入)		標準修 学年数
	平成 16 年 4 月 1 日	入	3	大阪府立〇〇高等学校		3
	平成 19 年 3 月 31 日	卒				
	平成 19 年 4 月 1 日	入	4	□□大学 教育学部 教育学科		4
	平成 23 年 3 月 31 日	卒				
	平成 23 年 4 月 1 日	入	2	●●大学通信教育部 ××教育課程		2
	平成 25 年 3 月 31 日	修				

※いずれかにしてください。

① 大学の「夜間学部・通信教育・科目履修生」の卒業（修了）等の履歴はありません。

② 大学の「夜間学部・通信教育・科目履修生」の卒業（修了）等の履歴があります。

【注意事項】大学等の「夜間学部」「通信教育」「科目履修生」は、必ず学部・学科・課程等の後に、「(夜間)」、「(通信)」、「(科目履修生)」と記入すること。(各種専修学校等も同じ。)
また、上記期間中の職歴等は、2枚目【職務経歴事項等記入上の注意事項】を参照の上、記載すること。

免 許 状	授与年月日	免許状の種類	授与権者
	平成 23 年 3 月 31 日	栄養士	大阪府知事
	平成 25 年 3 月 31 日	管理栄養士	厚生労働大臣
<p><臨時技師の登録を希望される方> お持ちの栄養士、管理栄養士、栄養教諭の免許について、全て記入してください。</p> <p><臨時主事の登録を希望される方> 記入不要です。</p>			

賞罰	□有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	年 月 日	賞罰歴の内容等

※賞罰欄には、刑事罰のみならず、国家公務員法・地方公務員法や就業規則に基づく懲戒や制裁を受けたことがある場合は、当該内容等を記入してください。

本書類に記入した事項は事実に相違ありません。
また、私は地方公務員法第16及び学校教育法第9条並びに平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神衰弱を原因とするもの以外)に該当していません。

令和 4 年 11 月 1 日

氏 名

吹田 華子

○地方

(欠格

第16条

くは選

一 禁

二 当

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

二枚目は全て自署してください(入力での提出不可)

試験若し

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法(昭和22年法律第26号)(抄)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 教育職員免許法第10条第1項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

三 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※学校教育法第9条第一号にいう「禁錮以上の刑に処せられた者」には、次の者も含まれます。

①禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間

②禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間の期間にある者

○民法の一部を改正する法律 附則(平成11年法律第149号)

第3条 旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

2 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告は新法の規定による保佐開始の審判と、当該準禁治産の宣告を受けた準禁治産者及びその保佐人は当該保佐開始の審判を受けた被保佐人及びその保佐人とみなす。

3 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者及びその保佐人に関する民法の規定の適用については、第846条、第974条及び第1009条の改正規定を除き、なお従前の例による。

氏名	吹田 華子
----	-------

○志望動機について

○教員として役立つ又は教員として役立っていると思う自らの経験 (クラブ・ボランティア等)、資格、趣味、特技など

職務経歴事項等

【職務経歴事項等記入上の注意事項】

- 一日も空白期間が出ないように記入すること。
- 職歴がない場合は、「在家庭」と記入すること。
- 大学の「夜間学部・通信教育・科目履修生」在籍中の職歴は在家庭であっても必ず記載すること。

自：年月日	至：年月日	勤務先等名称・職種・職名等	
H 23 . 4 . 1	H 24 . 5 . 31	★★商店 接客 アルバイト	大学の「夜間学部・通信教育・科目履修生」在籍中の職歴も記入
H 24 . 6 . 1	H 25 . 3 . 31	在家庭	無職の期間は「在家庭」
H 25 . 4 . 1	H 25 . 9 . 30	××市立△△小学校 臨時技師	講師等で任用期間が分かれている場合は、期間ごとに記入
H 25 . 10 . 1	H 26 . 3 . 31	××市立△△小学校 臨時技師	
H 26 . 4 . 1	. .	在家庭	一日の空白でも在家庭
H 26 . 4 . 2	. .	株式会社◆◆ 研究開発 契約社員 (現在に至る)	
<p>在職期間は年月日まで記入してください。 (大阪府での任用の手続きにあたって、就職と退職の年月日まで確認する必要があります)</p>			
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		
. .	. .		